

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

移住・定住促進プロジェクト

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

鹿角市

### 3 地域再生計画の区域

鹿角市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### (1) 現状

鹿角市（以下「本市」という。）は、北東北3県のほぼ中央に位置しており、昭和47年4月に花輪町、十和田町、尾去沢町、八幡平村が合併し誕生した。総面積707.52k㎡を有し、東西の長さは約20.1km、南北は約52.3kmに及んでいる。十和田八幡平国立公園を擁し、数多くの温泉や文化財による観光地としての魅力と、農畜産物のブランド化によって農業、観光業、製造業を中心に外貨を獲得し、域内循環させることで持続性のある地域経済の発展を目指している。

#### (2) 課題

本市では、男女とも15～19才になるときに、20～24才になるときに、大幅な転出超過となっており、その後転入超過となる年代もあるが、転出した若者の8割が市外に留まっていると考えられる。鹿角市人口ビジョンの分析では、人口動態を改善するには短期的には転入者を増やす取り組みが必要と考えられ、Uターンを中心に移住を総合的に進める必要がある。特に、鹿角管内の有効求人倍率は1倍を割ることなく推移しているが、一方で雇用のミスマッチが生じており、企業にとって必要な高度な産業人材の確保が懸念されているほか、主要な産業において従事者の高齢化も進んでいる。また、市内の中小の製造業は、部品などの中間生産物が多く景気変動の影響を受けやすいことや国内外の企業との厳しい競争を生き抜くため、経営革新や経営改善による企業の成長を支える人材の確保が課題となっている。さらに本市は裾野の広い観光業が基盤産業として外貨を稼いでいるが、人口減少によりサービス関連産業が縮小すると、雇用機会の大幅な減少が生じるおそれがあるほか、まちの魅力が低下することにより、若年層の流出も懸念されるため、産業力の強化による雇用機会の創出と一体となった戦略的な移住の受け入れが必要である。

### (3) 目標

このため、本市の優位性を最大限に活用し、移住したいと思う環境を整備し、住まい、子育て、しごとをパッケージにした支援と情報発信を通じてU I Jターンを促進し、成長産業に必要な産業人材の確保を図りつつ、20歳代後半の移動率を約2倍にし、人口構造の若返りが図られる地域社会の実現をめざす。

#### 【数値目標】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
転入者数（年間）	670 人	680 人	690 人

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

首都圏等からのU I Jターンを促進することにより、社会動態の改善と長期的な人口確保とあわせて、地域が必要とする産業人材の確保を進める。

このため、地方へ移住する際の「しごと」をセットにした、移住希望者から見て真に意味あるワンストップの窓口機能について充実を図りつつ、就農など雇用支援策と連携した移住・定住の促進策を講じる。また、移住をより効率的かつ実効的に推進するため、強みのある産業間のネットワーク体制により、産業力の強化策を同時に進めることで雇用の受け皿を拡大する。

これにより、高度産業人材の確保や育成が移住をさらに促進し、「しごと」づくりによる「ひと」の還流を進める。

## 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

### 地方創生推進交付金【A3007】

#### 1 事業主体

鹿角市

#### 2 事業の名称及び内容：移住促進事業

市の中心市街地の空き店舗を活用して、レンタルオフィスや貸事務所からなる、まちなかの産業拠点施設として設置する「まちなかオフィス」を拠点に、地域で伸びしろのある産業を地域全体で支える産・学・公・民・金の新たなネットワークとして地域内連携推進組織を構築し、農業、観光業、食品製造業など主要産業ごとに置くコーディネーターがハブとなって企業のつながりをフォローし、地域課題の改善や総合調整などの役割を担う。さらに、インキュベーターを配置し、レンタルオフィスや貸事務所への進出企業との連携も図りながら、利用者の相談支援窓口のワンストップ化を図る。また、雇用の受け皿を創出しながら相乗的に移住策の推進力を高めるため、企業情報の効果的な発信によるクリエイティブ人材の求人活動支援や地域の産業を担う人材を育成するための講座を継続的に開催し、産業人材の確保・育成を進める。

### 3 事業が先導的であると認められる理由

#### 【官民協働】

展望する将来人口の実現に向けて民間団体等と課題を共有しつつ、効果的に事業を推進するため、移住者の受け入れに係る総合調整を行う鹿角市移住促進協議会への産業団体や不動産業者などの参画のほか、産業力強化を担う地域内連携推進組織に地元企業や金融機関が参画することにより、新たなネットワークの連携で見えてくる課題や必要となる支援について解決策を検討する。

#### 【地域間連携】

地域の強みを活かした独自の施策を展開しつつ、県や近隣のエリアの強みも活かした移住促進を進めるため、首都圏女性を対象とした移住フェアなどの企画については、広域的なメリットを活かす近隣自治体（大館市）との連携を推進するとともに、秋田県及び県内市町村が参加する「県の移住促進協議会」を中心とした連携体制を構築している。

#### 【政策間連携】

移住フェアなどの機会を活かし、本市の情報を首都圏等に積極的に発信することやアウトリーチを行うことは、移住促進ばかりでなく観光分野の誘客促進にも資するものである。また、テレワークなど新たな働き方や6次産業化、農産物のブランド化など様々な産業へのチャレンジを可能とする支援策と、経営サポートの体制を組み合わせることで移住による産業人材の確保と若年者の流出抑制を同時に図るものである。加えて、移住者の住まいを確保するため不動産業者と協定を締結し、空き家データバンク登録物件の拡充に協力を得ながら、物件の利活用を進めることは、空き家解消やリフォームの促進など住宅施策としての効果も担う。

#### 【自立性】

強みのある農業、観光業、食品製造業を活かす地域内連携推進組織の取り組みにより、産業支援の拠点としての機能が発揮され、競争力の高い産業が育成されることで新たな雇用機会が創出される。移住者が産業の担い手として活躍し、将来的に「しごと」が「ひと」を呼ぶ好循環が生まれる。地域内連携推進組織においては民間事業者での仕事まわしや異業種交流による受注の拡大など、相互のメリットを共有できるネットワーク体制が強化されることで、事業拡大につながり、自主的な運営が可能となる。

#### 【その他の先導性】

新たな発展の土台を形成するため、企業誘致など従来型の取組みから転換し、強化すべき地元企業の内発的な成長を総力を挙げて支援する取り組みである。

#### 4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
転入者数（年間）	670 人	680 人	690 人
起業・創業者数	14 人	21 人	28 人
新增設及び事業の高度化件数	18 件	26 件	34 件

#### 5 評価の方法、時期及び体制

既存の各部門の審議会を通じて、産業界、金融界と連携しつつ市の施策を検証し、計画の効果的な進め方に反映させるために設置している行政評価市民会議を活用して翌年 8 月までに評価を実施し、必要に応じて内容の見直しを行う。

#### 6 交付対象事業に要する費用

##### ①法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

総事業費 83,446 千円

#### 7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成 31 年 3 月 31 日（3 ヶ年度）

#### 8 その他必要な事項

該当なし

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

#### ① まちなかオフィス整備事業

事業概要：

市の中心市街地にある大型空き店舗の敷地と建物を取得し、貸事務所を整備し事務所の設置による賑わいを創出するとともに、まちなかの利便性や機能を活かして、起業・創業を目指す者が情報交換や相談などを行えるインキュベーションカフェを設置し、起業や新たな産業の創出を促進する。

実施主体：

鹿角市

実施期間：

平成 28 年度

#### ② 移住促進事業

事業概要：

首都圏等からのU I J ターンを促進するため、移住の入り口となる相談から移住フェアやツアーの開催、定住後のフォローアップまでの支援をパッケージ化した総合的な移住促進策を講じる。また、地方へ移住する際の「しごと」をセットにした支援として、農業については、新規就農にあたって農家などで行う研修の支援やセミナーの開催により、移住後に必要となる情報や知識の習得を支援するとともに、金融機関、商工会との連携協定による農業経営サポートチームが経営計画などの作成を支援する。さらには6次産業化などによる新たな販売チャンネルを開拓するための活動支援のほか、新たなブランド化に取り組む場合には実証販売や初期設備の支援する。起業に対しては、若年者の職業能力向上につながる資格取得を支援するとともに、創業支援事業計画に基づいた創業手続きや事業計画などについて商工会の経営指導員が支援する。

実施主体：  
鹿角市  
国の補助制度：  
地方創生加速化交付金を活用  
実施期間：  
平成 28 年度～平成 30 年度

## 6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 31 年 3 月 31 日

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、既存の各部門の審議会を通じて、産業界、金融界と連携しつつ市の施策を検証し、計画の効果的な進め方に反映させるために設置している行政評価市民会議を活用して評価を行う。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

K P I の達成状況については市の政策評価として、行政評価市民会議を活用し、翌年 8 月までに評価を実施する。また、政策アドバイザーである大学教授の 3 名（産業構造、人口分析、都市戦略等の各分野の専門家）から総括的に助言を受け評価の客観性を確保する。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

鹿角市まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含する鹿角市総合計画の施策の検証について、行政評価市民会議による評価結果を踏まえ、検証後、速やかに鹿角市HPで公表する。